

長野市建設工事における概算数量発注方式実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市が発注する建設工事について、設計積算業務及び入札事務の効率化のため、概算数量発注方式（以下「概算数量発注」という。）により発注する場合の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概算数量発注方式 当初設計において概算数量（一部を概算で発注するものを含む）を用いて積算した設計金額により入札するものをいう。
- (2) 概算数量 詳細な測量に基づかずに算出された数量をいう。
- (3) 工事計画図書 平面図、縦・横断面図、展開図、数量総括表及び数量計算書等のうち、特記仕様書等に定めるものをいう。
- (4) 実施数量 工事計画図書に基づき算出された施工数量をいう。

(対象工事)

第3 概算数量発注は、次のいずれにも該当する工事を対象とする。

- (1) 市単独費により施工する工事
- (2) 原則として設計金額 5,000 万円未満の工事
- (3) 構造計算や安定計算等を必要としない技術的難易度が低いと認められる工事

(設計図書の作成)

第4 概算数量発注による場合の設計図書の作成については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計図書の積算は、施工予定箇所の概算数量に基づき、設計金額を算出するものとする。
- (2) 当初設計時の図面は、位置図、平面図、標準断面図等を添付する。

(入札参加者への周知)

第5 概算数量発注による場合は、入札参加者に対し入札公告又は入札通知等により、次の事項を周知するものとする。

- (1) 概算数量発注による工事であること。
- (2) 工事計画図書の作成を要するものであること。

2 前項の工事計画図書の作成要領等は設計図書に明示するものとする。

(工事計画図書)

第6 受注者は、契約後に行う現場照査に基づき工事計画図書を作成するとともに、監督職員に提出し、その承諾を得るものとする。

2 工事計画図書は、第5第2項により作成するものとする。

3 工事計画図書の作成に必要な期間として、あらかじめ標準的な工期に 10 日程度加算することができるものとする。

(設計変更及び変更契約)

第7 設計変更及び変更契約については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者から提出された工事計画図書を精査した後、双方協議のうえ、実施数量を確定するものとする。
- (2) 前号の実施数量に基づき、設計変更を行う。
- (3) 設計変更を行う際には、工事計画図書の作成に要した経費を追加して計上するものとする。
- (4) 前3号による変更設計の結果、請負金額に増減が生じた場合は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号）及び長野市建設工事等設計変更及び契約変更事務取扱要領により、双方協議のうえ適切に変更契約を締結するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(長野市建設工事における概算数量発注方式試行要領の廃止)
- 2 長野市建設工事における概算数量発注方式試行要領は、令和5年3月31日限り廃止する。